

特に重要な事項のお知らせ（注意喚起情報）

このお知らせは、お申込まいただく保険契約のご契約に際して、特に重要な事項についてまとめたものです。

「特に重要な事項のお知らせ」は、この「注意喚起情報」と「契約概要」で構成されています。「契約概要」は保険商品のご提案時にご確認いただき商品内容についてご了解いただくものです。

「注意喚起情報」と「契約概要」につきましては、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込まいただきますようお願いいたします。なお、詳細につきましては「ご契約のしおり」でご確認ください。

お申込時に、これらの書類をご確認・ご了解いただいた旨の確認の印を申込書に押印いただきますので、よろしくお願いたします。また、これらの書類を大切に保管してください。

担当者が口頭で以下をお伝えいたしますので、ご確認ください。

- ・この「注意喚起情報」書面および「契約概要」書面をお読みいただくことが重要です。
- ・この書面において、『保険金・給付金・年金等をお支払できない場合について』など、お客さまにとって不利益となる事項（情報）が記載された部分は特にお読みいただくことが重要です。
- ・既契約の解約を前提とした新契約のお申込は、この書面の『現在ご契約の保険契約の解約等を前提とした、新たな保険契約のお申込について』に記載のとおり、お客さまに不利益となる場合があります。
- ・保障内容の見直しに契約転換制度をご利用される場合には不利益となる場合があります。なお、契約転換制度の具体的な不利益（注意）事項は、当該制度ご利用時に交付される「契約転換比較表」にてご確認ください。

重要な事項に関して

ご契約の申込について

ご契約の申込書・告知書は、契約者・被保険者ご自身で記入してください。記入内容を十分お確かめのうえ、署名、押印をお願いします。

第1回保険料をお払いただく際のご注意事項について

第1回保険料（充当金）を当社の募集人にお払いただく場合は、必ず引き換えに当社の社名、社印が印刷された所定の第1回保険料充当金領収証をお受け取りください。

第1回保険料（充当金）をクレジットカード払でお払いただく場合は、当社の領収証等は発行されませんので、クレジットカード利用票の控えをお受け取りください。

一時払の保険料（充当金）を当社指定口座にお振込いただく場合は、当社の領収証等は発行されませんので、振込依頼書の控えを保管してください。

この保険の責任（保障）の開始について

お申込まいただいたご契約を当社がお引き受けすることを決定した場合には、第1回保険料相当額のお払込があったとき（告知前にお払込があったときは告知のとき）から保険契約上の責任を負います。

ただし、無配当ガン保険の場合は、保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日（待期間）の翌日を責任開始期とし、その日からガンの保障についての責任を負います。同様に復活、復帰の際のガンの保障についても90日の待期間があります。

クーリング・オフ（お申込の撤回等）について

お申込をいただいた後でも、「お申込日」または「クーリング・オフ制度を記載した書面（第1回保険料充当金領収証または「ご契約のしおり」等）の交付日」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込の撤回またはご契約の解除をすることができます。手続き方法等の詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。なお、以下の場合のように、この取扱ができない場合があります。

クーリング・オフ制度取扱対象外契約について

当社指定の医師の診査を受けた後などは、ご契約のお申込の撤回やご契約の解除はできません。ご契約に際しては、十分にご検討くださいますようお願いいたします。詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。

クーリング・オフ制度の適用期間中についても、保険契約の解約のお取扱が可能です。

保険料の払込等について

保険料払込猶予期間、契約の失効、保険料の自動振替貸付制度、復活等について

保険料は払込期月中にお払ください。払込期月中にお払いいただけない場合は、所定の保険料払込猶予期間中にお払込みください。保険料払込猶予期間を過ぎますとご契約の効力が失われ(失効)ます。

なお、保険種類によっては保険料の自動振替貸付制度があり、その場合には当社が解約払戻金の範囲内で自動的に保険料をお立替し、ご契約を有効に継続させます。ただし、当該制度のお取扱のない保険種類もあります。

また、ご契約が失効した場合でも、一定の期間内であれば、所定の手続きをとっていただいたうでご契約を復活できる場合があります。ただし、健康状態等によっては復活できない場合があります。

「予定利率市場連動型積立個人年金保険」には復活の取扱がありません。

この保険の場合には、保険料払込期月に保険料の払込がなく、払込期満了日の翌日から3ヶ月以内に未払込保険料をお払いいただけない場合、ご契約は失効します。この保険には復活の取扱がありませんので保険料の払込には十分ご注意ください。

これらの詳細は「ご契約のしおり」でご確認ください。

保険料のお払込の方法と保険料について

保険料は払込期間中、当社へお払いいただくこととなりますが、お払込には口座振替扱、送金扱、団体扱、クレジットカード払込などがあり、それぞれに保険料率が設定されています。また、月払だけでなく年払、半年払など保険料をまとめてお払いいただく方法もあります。ただし、保険の種類によっては、お取扱できる払込方法が異なります。詳細は当社担当者にご確認ください。

保障内容の見直しを検討されている方へ

現在のご契約の保障内容を見直したいときには、契約転換制度や特約の中途付加、追加契約などの方法があります。ご契約によりお取扱できない場合もありますので、詳細は当社担当者にご相談いただくか、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

なお、契約転換制度をご利用いただくにあたっては注意すべき事項があり、具体的な注意事項は当該制度ご利用時に交付される「契約転換比較表」にてご確認ください。

現在ご契約の保険契約の解約等を前提とした、新たな保険契約のお申込について

現在ご契約の保険契約の解約等を前提とした、新たな保険契約のお申込は、一般的に以下の点で契約者の不利益となります。したがって、ご検討にあたって以下の点を十分にご理解のうえお申込ください。

1. 新たな保険契約のお申込について、被保険者の健康状態等によってはお引受できない場合があること。
2. 新しい保険の契約時に告知した内容が事実と異なっていた場合、AIGエジソン生命保険株式会社は契約を解除し、保険金・給付金の支払を行わない、もしくは保険料の払込免除を行わない場合があること。
3. 新しい保険の責任開始日から3年以内に被保険者が自殺した場合は、保険金の支払ができないこと。
4. 新しい保険の責任開始日前に発生した不慮の事故および発病した病気を直接の原因とし、新しい保険の責任開始日以降に入院・手術が行われた場合には、入院給付金や手術給付金が支払われないこと。
5. 解約の場合、保険種類、経過年数等により異なるが、解約払戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になるか、ない場合があること。また、解約する既存契約の保険に対する配当金の権利がなくなる場合があること。
6. 平成12年3月に東邦生命保険相互会社より当社に包括移転された保険契約を解約する場合、解約払戻金に対して所定の早期解約控除が適用される場合があること

解約と解約払戻金について

保険料は預貯金のように全額が積み立てられるのではなく、その一部は保険金等の支払や生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられるため、多くの場合、解約払戻金は払込まれた保険料の合計よりも少なくなります。特にご契約後しばらくの間は、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかなる場合があります。

その他、保険の種類によっては、ご契約後一定期間中の解約払戻金がまったくないかまたは通常よりも低く設定されている場合、もしくは解約時の市場金利に応じて解約払戻金の金額が変動する場合があります。これらについては、ご契約をお申込みいただく際にご契約者に説明・交付させていただく「説明書(確認書)」や「ご契約のしおり」に記載しておりますので、ご確認をお願いします。なお、「説明書(確認書)」については、これらの保険に関する解約払戻金やその他特にご留意いただきたい事項を記載しておりますので、お申込まれた際に十分にご理解いただいたうで、お申込まれますようお願いいたします。

告知義務と告知義務違反

契約者・被保険者には健康状態・職業などについて告知をしていただく義務があります。ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業など、会社がおたずねすることについてありのままを正しくお知らせください。事実をお知らせいただけなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご契約は解除または無効になり、保険金・給付金・年金等をお支払できないことがあります。また、解除の場合の払戻額は解約払戻金額となります。詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。

当社からのご契約確認について

ご契約のお申込の際、または契約成立後に、当社の社員または当社の委託を受けた者が、申込内容や告知内容についてご確認にお伺いしたり、もしくは電話にて確認させていただく場合があります。また、保険金・給付金・年金等のお支払および保険料の払込免除などのご請求に際しても同様に確認にお伺いする場合があります。なお、保険金・給付金・年金等のお支払および保険料払込免除については確認終了後に決定させていただきます。

保険金・給付金・年金等をお支払できない場合について

次のような場合などには、保険金・給付金・年金等をお支払できないことがあります。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因として支払事由に該当した場合
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により無効となった場合
- 保険金・給付金などを詐取る目的で保険事故を起したときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- 保険契約について詐欺の行為があった場合や、保険金・給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 保険金・給付金などの免責事由に該当した場合（例：責任開始日3年以内における被保険者の自殺による死亡、受取人の故意または重大な過失による場合など）

なお、無配当長期傷害保険につきましては、上記の免責事由に加えて、山岳登山等の危険な運動に起因する事故等の場合にも免責事由に該当して、保険金等のお支払ができないことがあります。

詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。

保険金額が払込保険料を下回る場合について

養老保険の満期保険金額や終身保険・定期保険の死亡保険金額等、契約年齢・保険期間・保険料払込期間および経過年数によっては、払込まれた保険料累計額を下回る場合があります。

元本欠損が生じるリスクについて - 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています -

保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。が、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細につきましては、「ご契約のしおり」の「生命保険契約者保護機構」について、をご覧ください。ととも、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問い合わせ先) 生命保険契約者保護機構：TEL 03-3286-2820 [ホームページのURL <http://www.seihohogo.jp/>]

外貨建て保険について - 為替レート・リスクなどに関して -

外貨建て保険における外貨と円との換算に用いる為替レートは時々々の為替相場により異なるため、保険料等の円換算額は払込時によって変動し、円貨での受取額は円で払い込まれた保険料相当額を下回る、あるいは保険契約時における為替相場により円換算した保険金等の諸支払金の予定額を下回ることがあります。これらの市場リスクは契約者・受取人に帰属します。

外貨建て保険の保険料を円で支払い、円で保険金等を受け取る場合に適用される為替レートはTTM(対顧客電信仲値相場)が適用されますが、解約払戻金の受取時および年金一括支払金の受取時等の場合には、TTB(対顧客電信買相場)が適用されます。詳細は「ご契約のしおり」でご確認ください。

なお、外貨建て保険において、外貨で保険金・年金・給付金・解約払戻金等を受取る場合、送金手数料はお客様のご負担となります。

その他ご確認いただきたい事項について

ご契約締結時にご確認・ご同意いただく事項について

契約者(申込人)・被保険者はご契約締結時に、以下の事項についてご確認・同意された上で、ご契約ください。

1. 当社の普通保険約款および特約条項(管轄裁判所条項を含む)を承知のうえ、被保険者の同意を得て、保険契約を申し込んだこと。また、申込書および告知書に記載した事項(被保険者が記載した事項、診査医、面接士扱契約の場合は、その質問に対して告知した事項を含む)は事実に相違ないこと。
2. 当社の照会に対し、被保険者またはその家族を診査・診察した医師または医療機関がその病状・健康状態について当社に報告する場合があること。また、当社が契約者(申込人)に対して被保険者の告知内容や診査結果を知らせる場合があること。
3. 当社における「個人情報の利用目的」、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」および「再保険の取扱」等について、「特に重要な事項のお知らせ」および「ご契約のしおり」に記載した取扱を行うこと。また、当該利用目的のために個人情報が当社指定の生命保険募集人あるいは保険仲立人に提供される場合があること。申込人から受取人等に「再保険会社に個人情報を提供する可能性があること」を説明したこと。
4. 当社が保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で医療情報等のセンシティブ(機微)情報を取得・利用すること。なお、医療情報等のセンシティブ(機微)情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。
5. 保険契約の成立・不成立にかかわらず、申込書等は返却されず、申込書等に記載された事項が保存されること。
6. 当社の生命保険募集人は、保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権や告知受領権はないこと。

ご契約の自動更新について

自動更新が適用される保険(主契約・特約)の場合、ご契約者から保険期間満了日の2週間前までに反対のお申出のない限り、被保険者の健康状態にかかわらず保険期間満了の日の翌日にご契約の主契約・特約を自動更新します。更新後の保険料は、更新日の被保険者の年齢、保険料率で計算しますので通常保険料が上がります。

自動更新のお取扱は保険の種類によっても異なりますので、詳細は「ご契約のしおり」をご覧ください。

事業保険契約の税務について

個別の経理処理の取扱に関する詳細は、所轄の税務署等にご確認ください。今後の税制改正等により経理処理等の取扱が変更されることがありますのでご注意ください。

事業保険契約とは、法人あるいは個人事業主がご契約者となり、代表者・役員・従業員を被保険者とするご契約の形態をいいます。

個人情報の取扱について

お客様の個人情報の利用目的について

当社では、お客様の個人情報は次の利用目的達成に必要な範囲で利用いたします。

- 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払
- 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

その他、個人情報の取扱につきましては、「ご契約のしおり」をご確認ください。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人(担当者)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申込を当社が承諾したときに有効に成立します。なお、当社の生命保険募集人であることのご確認、あるいはその者の権限等に関しましてお問い合わせいただく場合には下記照会先までご連絡ください。

【照会先】カスタマーサービスセンター 0120-981-088(通話料無料) 携帯電話・PHSからもつながります。

受付時間:9:00~18:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

相談・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・苦情につきましては、AIGエジソン生命カスタマーサービスセンターへご連絡ください。

【照会先】 :0120-981-088(通話料無料) 携帯電話・PHSからもつながります。

受付時間:9:00~18:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

(社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

[ホームページのURL <http://www.seiho.or.jp/>]

また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

平成19年4月改定

AIGエジソン生命保険株式会社